

平成 25 年 12 月 13 日



## 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を強化します

中小企業庁は、この度閣議決定された「好循環実現のための経済対策(12月5日)」及び「平成25年度補正予算案(12月12日)」を踏まえ、事業規模10兆円超の金融支援により、中小企業・小規模事業者の方々の資金繰り対策に万全を期してまいります。

### 1. 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業

#### (1) 資金繰り支援

・原燃油高等に影響を受ける事業者の資金繰り円滑化に万全を期すため、日本政策金融公庫等による経営支援型等のセーフティネット貸付<sup>※1</sup>の継続・拡充等をするとともに、日本政策金融公庫の各支店に専門の窓口を設けて相談に応じます。これらにより政府系金融機関による経営支援と一体となった資金繰り支援を強化します。【貸付規模:6兆円】(別紙1参照)

※1: 日本政策金融公庫等の経営支援を受ける場合に金利を最大0.5%引き下げ

・信用保証協会による借換保証を引き続き推進し、経営支援と一体となった資金繰りを支援します<sup>※2</sup>。【保証規模:4.5兆円】(別紙2参照)

※2: 経営改善・事業再生に関する計画を実行する際、普通保証2億円、無担保保証8,000万円、特別小口保証1,250万円を限度として、一般保証と別枠で保証を実施する経営改善サポート保証(産業競争力強化法)をあわせて活用することが可能。

・セーフティネット保証(5号)については、平時の運用への移行を図り<sup>※3</sup>、短期的に業況が悪化している業種に属する事業者を支援する措置として、引き続き積極的に活用していきます。<sup>※4</sup>

※3: 平成25年度補正予算の成立後、3週間程度の周知期間を経た後、移行します。

※4: 平成25年度第4四半期の指定業種一覧(別紙3、4参照)

#### (2) 設備投資等の促進

・日本政策金融公庫において老朽化設備の新陳代謝、所得増加及び創業等、前向きの事業展開に向けた取組に対応した融資<sup>※5</sup>を促進します。【貸付規模:2.9兆円】(別紙5参照)

※5: 給与支払総額を増加させた事業者について金利を0.4%引き下げ

老朽化設備の大規模な更新等を行う際に金利を0.5%引き下げ(当初2年間)等

### (3)経営改善支援

・認定支援機関による経営改善計画策定支援事業について、事業者及び認定支援機関双方における制度の使い勝手の向上を図り、本事業の一層の活用を促進するため、①金融支援の内容(返済負担の軽減要件を緩和し、条件変更のみならず融資行為も対象とする)、②同意書の取得に係る取扱い(金融支援を行う金融機関から同意書を取得すれば可とする)、等について運用を見直します。(別紙6参照)

### 2.「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進

・「経営者保証に関するガイドライン」の活用を希望する事業者に対する専門家派遣や同ガイドラインの周知等を実施します。また、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫において、「経営者保証に関するガイドライン」に対応し、率先して経営者保証によらない融資を行います。(別紙7参照)

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁金融課長 三浦

担当者: 瀧島、中

(別紙1,5)佐々木、(別紙2)大道

(別紙3,4)中、(別紙6)森本、(別紙7)井上

電話:03-3501-1511(内線5271~5)

03-3501-2876(直通)

金融機関との取引状況の変化（借入残高の減少要請や追加担保の設定要請等）により、資金繰りに困難を来している中小企業・小規模事業者であって、認定支援機関等の経営支援を受ける事業者を対象に日本政策金融公庫が低利融資を行います。

制度の概要

対象者：金融機関との取引条件の変化により、資金繰りに困難を来している者

対象資金：設備資金及び運転資金

貸付限度額：

（中小企業事業）3億円

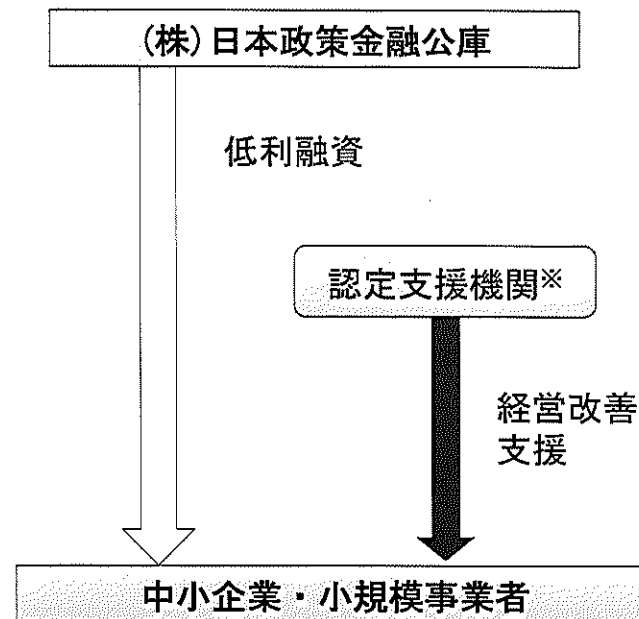
（国民生活事業）4,000万円

貸付期間：設備資金15年以内、長期運転資金8年以内

貸付金利：基準利率（12月13日現在（中小）1.60%（国民）1.90%）。ただし、運転資金のうち、以下の条件に該当する場合、金利引き下げを行います。

- ① 厳しい業況にあり、認定支援機関等の経営支援を受ける場合、基準利率-0.4%
- ② 雇用の維持・拡大を図る場合、基準利率-0.1%
- ①・②ともに該当する場合、基準利率-0.5%

事業スキーム



※ 中小企業経営力強化支援法（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律）に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」を指します。

デフレ及び原油・原材料価格高騰等の影響を受けて資金繰りに困難を来している中小企業・小規模事業者であって、認定支援機関等の経営支援を受ける事業者を対象に日本政策金融公庫等が低利融資を行います。

制度の概要

対象者: 社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している者又は来すおそれのある者

対象資金: 設備資金及び運転資金

貸付限度額:

(中小企業事業) 7.2億円

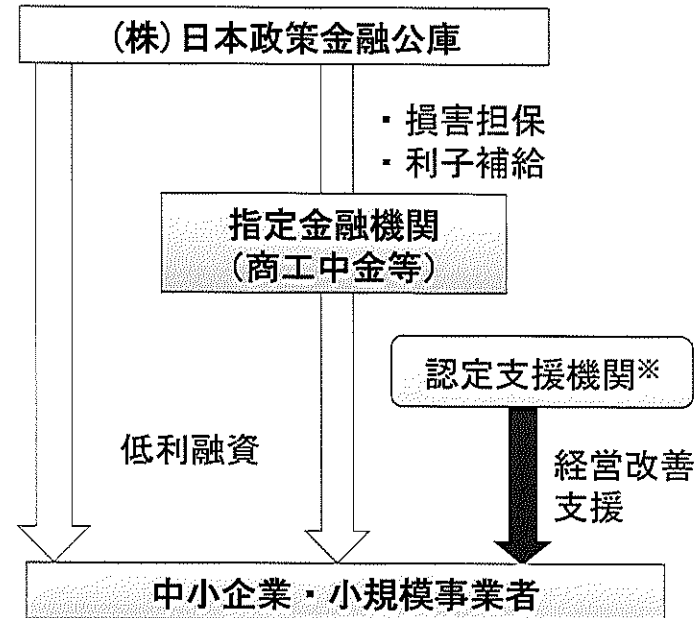
(国民生活事業) 4,800万円

貸付期間: 設備資金15年以内、長期運転資金8年以内

貸付金利: 基準利率(12月13日現在 (中小) 1.60% (国民) 1.90%)。ただし、運転資金のうち、以下の条件に該当する場合、金利引き下げを行います。

- ① 厳しい業況にあり、認定支援機関等の経営支援を受ける場合、基準利率-0.4%
- ② 雇用の維持・拡大を図る場合、基準利率-0.1%
- ①・②ともに該当する場合、基準利率-0.5%

事業スキーム



※ 中小企業経営力強化支援法(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律)に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」を指します。

(注) 商工中金の危機対応業務(中小企業向け)は、中小事業と同様の内容で実施。

# 借換保証の推進

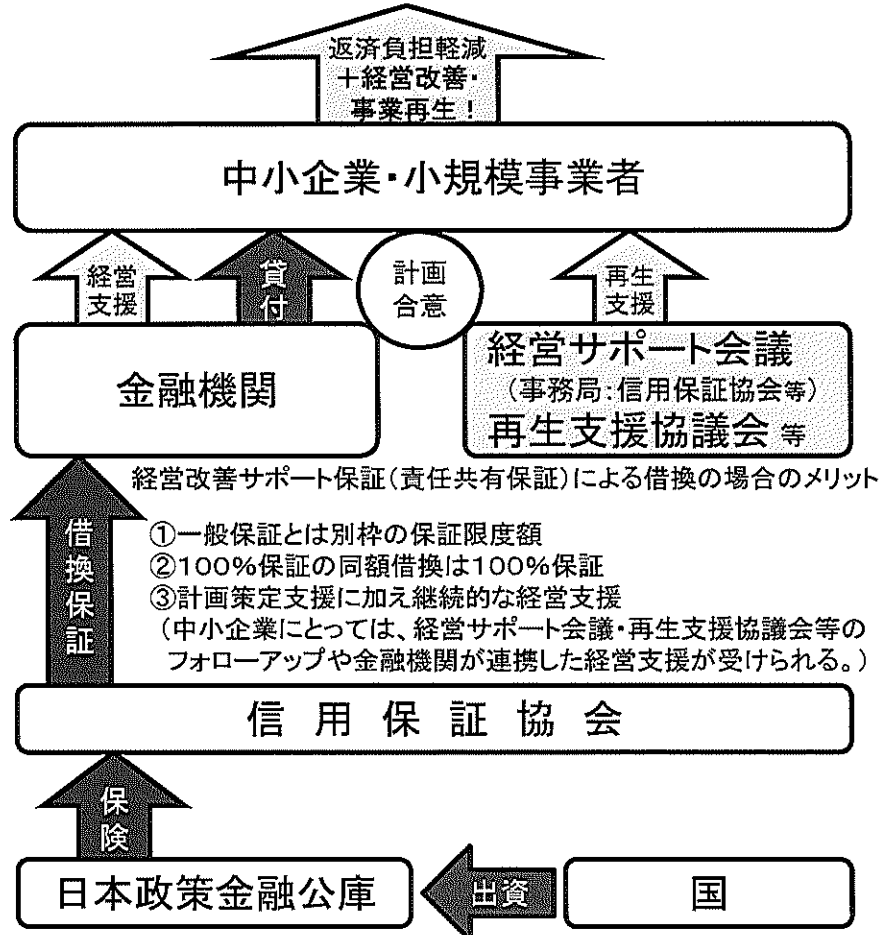
平成25年度 補正予算(案) **450億円**  
保証規模 **4.5兆円**

別紙2

昨年度末に続き、平成25年度末から来年度にかけても、中小企業の借換需要の増加が見込まれることに備え、日本政策金融公庫の財務基盤強化を通じ、経営改善サポート保証（産業競争力強化法）等を活用した借換保証を推進し、経営支援と一体となった資金繰りを支援。

## 経営改善サポート保証※による借換保証

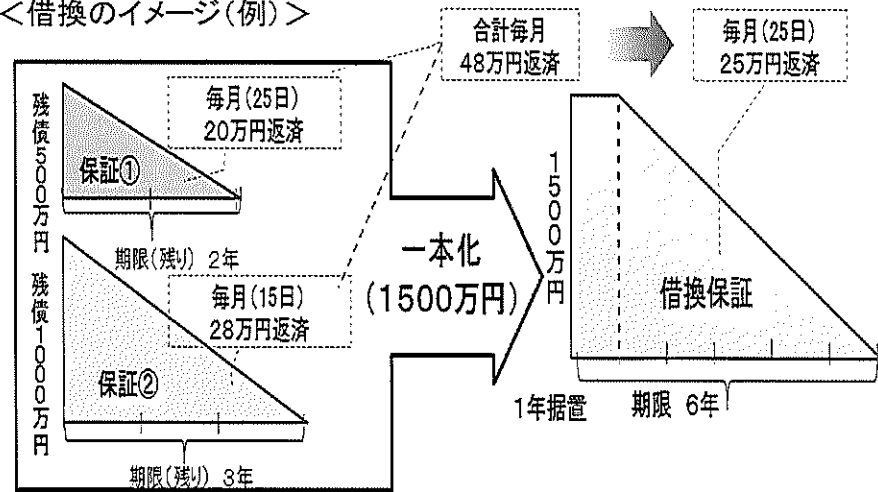
※ 産業競争力強化法施行後に取扱開始（以下、制度概要は現在検討中のもの）



## 借換保証制度

- 既往の保証付き融資について、新たな保証付き融資に借り換える制度。
- 当面の中小企業の資金繰りを緩和。

<借換のイメージ(例)>



<本制度のメリット>

- 複数債権を一本化し、返済ペースを見直すことで、月々の返済負担が軽減。
- 新たに、据置期間を設けることも可能。
- 金融審査が通れば、真水(ニューマネー)の追加も可能。

※ 既保証の同額以内であれば、経営改善サポート保証や経営力強化保証を活用し、100%保証の既保証を100%保証で借り換えることが可能。

# セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

別紙4

指定期間:平成25年度補正予算成立から一定期間経過後～平成26年3月31日

※1:この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成21年総務省告示第175号)において分類された業種区分によるものとする。  
 ※2:指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類(平成19年11月改定)細分類番号	指定業種名
1	0126	養蚕農業(製造加工設備を有する蚕種製造業に限る。)
2	0544	大理石採石業
3	0553	ドロマイト鉱業
4	0554	長石鉱業
5	0622	造園工事業
6	0732	鉄筋工事業
7	0741	石工工事業
8	0781	床工事業

指定業種は大幅に減少

58	(1811)	プラスチック板・棒製造業
59	(1831)	電気機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)
60	1919	その他のタイヤ・チューブ製造業
61	1921	ゴム製履物・同附属品製造業
62	1922	プラスチック製履物・同附属品製造業
63	2011	なめし革製造業
64	2031	革製履物用材料・同附属品製造業
65	2041	革製履物製造業
66	2061	かばん製造業

平26.1.1～平26補正予算成立まで

179	(1811)	プラスチック板・棒製造業
180	1812	プラスチック管製造業
181	1813	プラスチック継手製造業
182	1814	プラスチック異形押出製品製造業
183	1815	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
184	1824	合成皮革製造業
185	(1831)	電気機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)
186	1832	輸送機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)
187	1833	その他の工業用プラスチック製品製造業(加工業を除く)
188	1834	工業用プラスチック製品加工業
189	1841	軟質プラスチック発泡製品製造業(半硬質性を含む)
190	1842	硬質プラスチック発泡製品製造業
191	1843	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
192	1844	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
193	1845	発泡・強化プラスチック製品加工業
194	1851	プラスチック成形材料製造業
195	1892	プラスチック製容器製造業
196	1897	他に分類されないプラスチック製品製造業

老朽化した設備の新陳代謝を促進するため、耐用年数が超過した設備を有する中小企業・小規模事業者が大規模な設備投資を行う際に、日本政策金融公庫が低利融資を行います。

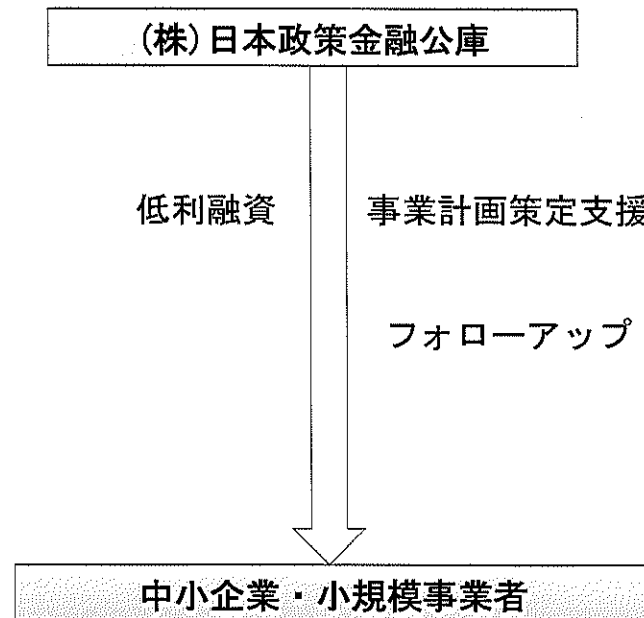
制度の概要

対象者：以下のすべての要件を満たす中小企業・小規模事業者が対象です。

- ①既存設備の耐用年数が超過しており、同種の新たな設備投資を行うこと
- ②当該企業の総資産の15%を超える設備投資であること
- ③事業計画策定支援及び融資後のフォローアップを受けること

貸付利率：貸付後2年間、適用した特別貸付制度に定める利率から0.5%を控除します。

事業スキーム



雇用の拡大や賃金の引上げにより給与支払総額を増額させており、今後も増加させる中小企業・小規模事業者を対象に日本政策金融公庫が低利融資を行います。

制度の概要

対象者：給与支払総額を2%以上増額させており、今後も増加させる中小企業・小規模事業者が対象です。

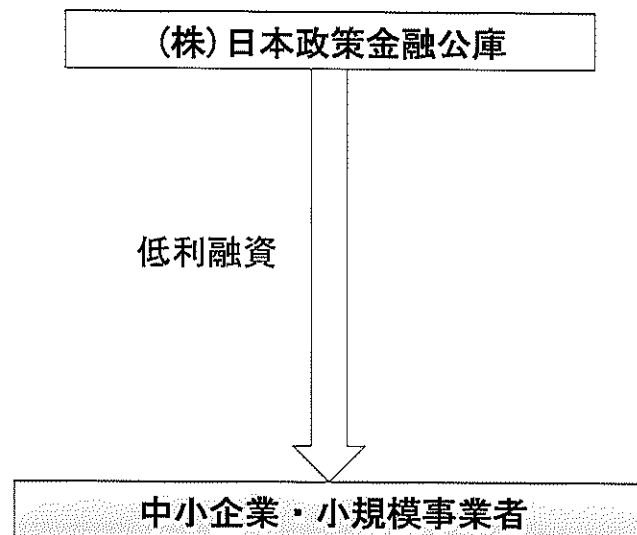
対象資金：運転資金

貸付限度額：日本政策金融公庫  
 （中小企業事業）2億5,000万円  
 （国民生活事業）4,800万円

貸付期間：最長7年以内

貸付利率：基準利率－0.4%  
 （基準利率：12月13日現在（中小）1.60%、（国民）1.90%）。

事業スキーム





# 「経営者保証に関するガイドライン」の概要

[平成25年12月5日公表]

別紙7

## I. 保証契約時等の対応

### 1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

- (1) 保証を提供せずに資金調達を希望する場合は以下の経営状況が必要
  - 法人と経営者の関係を明確に区分・分離
  - 財務状況や経営成績の改善を通じた返済能力の向上等による信用力の強化
  - 信頼性の高い情報を債権者に開示・説明
- (2) 債権者は、保証の機能を代替する融資手法(注1)のメニューを充実  
(注1) 停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等
- (3) 上記の経営状況等が将来に亘り維持されると見込まれる場合、保証を求めない融資や代替的な融資手法を活用する可能性を検討

### 2. 経営者保証の契約時の債権者の対応

- やむを得ず保証契約を締結する場合、以下の対応に努める
- (1) 主債務者や保証人に、保証契約の必要性、必要性が解消された場合の保証契約の変更・解除等見直しの可能性等を丁寧かつ具体的に説明
  - (2) 適切な保証金額の設定
    - 形式的に保証金額を融資額と同額とせず、保証人の資産及び収入の状況等を総合的に勘案して設定
    - 保証履行請求額に一定の基準日以降の保証人の収入は含まないなどの適切な対応を誠実に実施する旨を保証契約に規定

### 3. 既存の保証契約の適切な見直し

保証契約の見直しの申入れ時には、主債務者、保証人及び債権者は上記1.や2.に即して対応するが、特に事業承継時には以下のように対応

- (1) 主債務者や保証人は、経営者交代の事業への影響を説明するなど債権者の情報開示要請に適切に対応
- (2) 債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、必要性を改めて検証。前経営者との保証契約の解除についても適切に判断

## II. 保証債務の整理手続（準則型私的整理手続(注2)を原則利用)

### 1. 経営者の経営責任の在り方

一律かつ形式的に経営者の交代は求めず、経営者の帰責性や経営資質、事業再生への影響等を総合的に勘案し、経営者が引き続き経営に携わることにより経済合理性が認められる場合には、これを許容

### 2. 保証債務の履行基準（残存資産の範囲）

- 残存資産の範囲の決定に際し、保証人の履行能力、保証人の経営責任や信頼性、破産手続の自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案
- 保証人は、自らの資力の情報開示、表明保証を行い、支援専門家が情報の正確性を確認
- 債権者は、保証人の要請を受け、回収見込額の増加額(注3)を上限として、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業の開始等のため一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討
- 事業継続に必要な資産は、保証人から法人に譲渡し、保証債務の返済原資から除外

### 3. 保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱い

保証人が表明保証した資力が事実に反した場合は追加弁済する旨の契約締結等の要件が充足されれば、債権者は残存する保証債務の免除に誠実に対応

### 4. その他

- ① 債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告、登録しない
- ② 平成26年2月1日より適用(準備体制が整った金融機関には先行適用)

(注2) 中小企業再生支援協議会、事業再生ADR、私的整理ガイドライン、特定調停等利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続

(注3) 破産手続に至らなかったことや、早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたことに伴う回収見込額の増加額